

1 共通事項

（総則）

第1条 この「ものづくり創造拠点 SENTAN 利用規約」（以下「本規約」という。）は、ものづくり創造拠点 SENTAN（以下「当施設」という。）の利用に係る注意事項等について定めるものとする。なお、本規約に記載のない、ものづくりスペースの利用詳細については別に定める。

（利用目的）

第2条 当施設内に設置する「ものづくりスペース」は、ものづくりに関わる以下の活動を目的とする場合に利用できる。

- （1）ビジネスやプロジェクト創出に資する活動
- （2）起業・創業の支援に資する活動
- （3）オープンイノベーション（多様な主体の連携による新事業創出等）の推進に資する活動
- （4）人材育成に資する活動
- （5）その他市長が認めた活動

2 当施設内に設置する「交流スペース」は、登録団体等との交流を通して前項各1号から5号のいずれかを目的とする場合に利用できる。

（開館日等）

第3条 施設の開館日及び開館時間は、原則次のとおりとする。

- （1）開館日 火～土曜日（12月28日から翌年1月4日を除く。）
- （2）開館時間 10時00分～21時30分

2 設備の保守、施設修繕、その他当施設の都合により臨時に休館日とすることがある。

2 利用登録

（利用登録）

第4条 「ものづくりスペース」及び「交流スペース」は、本規約に定める手続により登録が完了した者のみ利用可能とする。

2 登録期間は、登録を認められた年度の3月31日までとする。

3 前項の期間が満了する日までに、更新を行わない旨の申し出がなかった場合及び登録内容に変更がない場合はさらに1年間更新されるものとする。ただし、長期間当施設の利用実績がなかった場合は更新を認めないことができる。

（団体登録）

第5条 「ものづくりスペース」及び「交流スペース」を利用しようとする団体は、「団体登録申請書（様式1）」及び「構成員名簿（様式1-1）」を市長に提出しなければならない。

2 団体の代表者は、16歳以上又は高校生以上とする。

3 構成員が18歳未満又は高校生以下である場合はものづくり創造拠点 SENTAN 利用同意書（様式5）の提出を必須とし、中学生以下の場合は同意書を提出した保護者を同一団体の構成員としなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請が利用目的に適合すると認めたときは、団体登録完了書（様式2）により当該団体に通知するものとし、その構成員に登録カードを交付する。ただし、次に掲げる各号に当該団体が該当する場合には、登録を認めない。

- (1) 当該団体の利用目的が第2条第1項に掲げる当該施設の目的と合致していない場合。
 - (2) 未就学児が構成員である場合。
 - (3) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体である場合。
 - (4) 暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体である場合。
- 5 登録団体は、登録事項に変更があった場合は、速やかに「登録事項変更届（様式3）」を市長に提出しなければならない。
- 6 登録団体は、登録を辞退する場合には、「登録辞退届（様式4）」を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
- (1) 解散又は活動の休止をしたとき。
 - (2) 登録団体の活動内容に変更があり、施設の利用目的と合致しなくなったとき。
 - (3) 登録申請書等に虚偽の事項があったとき。
 - (4) 長期間利用の実績がなかったとき。
 - (5) その他市長が取消しを必要と判断したとき。

（ドロップイン会員登録）

第6条 「交流スペース」を利用しようとする個人は、「ドロップイン会員登録届（様式6）」を市長に提出しなければならない。なお、18歳未満又は高校生である場合は保護者の同意書の提出を必須とする。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受理し、当該個人を登録したときは入館の際に必要なQRコードを発行する。ただし、次に掲げる各号に当該個人が該当する場合には、登録を認めない。
- (1) 利用目的が第2条第2項に掲げる当該施設の目的と合致していない場合。
 - (2) 中学生以下である場合。
 - (3) 政治活動又は宗教活動を目的とした場合。
 - (4) 暴力団、暴力団員が役員となっている個人、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する個人である場合。
- 3 前項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があった場合は、速やかに「登録事項変更届（様式3）」を市長に提出しなければならない。
- 4 ドロップイン会員は、登録を辞退する場合には、「登録辞退届（様式4）」を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
- (1) 活動の休止をしたとき。
 - (2) 活動内容に変更があり、施設の利用目的と合致しなくなったとき。
 - (3) 会員登録届等に虚偽の事項があったとき。
 - (4) 長期間利用の実績がなかったとき。
 - (5) その他市長が取消しを必要と判断したとき。

（登録申請等の特例）

第7条 第5条及び6条の手続を行う者は、次の各号に掲げる申請等については、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）により申請することができる。

- (1) 第5条第1項に規定する登録申請
- (2) 第5条第5項規定する登録事項変更届
- (3) 第5条第6項に規定する登録辞退届
- (4) 第6条第1項に規定する会員登録届

(利用にあたっての諸注意)

第8条 登録団体構成員及びドロップイン会員登録者(以下、「利用者」という。)は、当施設利用の際、登録団体構成員は登録カードを、ドロップイン会員はQRコードを提示しなければならない。

- 2 利用者が当施設を利用する場合には、受付で利用の許可を得なければならない。
- 3 当施設での活動には、当施設職員やとよたイノベーションセンターのコーディネーターが同席することがある。
- 4 以下に該当する場合は、当施設の利用はできない。
 - (1) 営利目的のイベント等での利用(参加費を徴収する場合でも、実費相当額の徴収にとどまる場合等はこの限りではない。)
 - (2) 政治・宗教的な目的での利用
 - (3) 趣味、文化事業などでの利用
 - (4) 学友会、同窓会活動での利用
 - (5) 反社会的な団体等の利用
 - (6) その他当施設の趣旨に合致しないと市長が判断した活動での利用
- 5 市長が主催又は後援するイベント等を開催する場合等で、管理運営上必要と認めた場合、市長は本施設の全部又は一部の使用を制限できるものとする。
- 6 前項の規定に関わらず、市長は、下記の事由により、事前の告知をすることなく、本施設の全部又は一部の使用を制限することができるものとする。
 - (1) 設備の保守、点検、修理等を行う緊急の必要が生じた場合
 - (2) 火災、停電等の事故が発生した場合
 - (3) 天変地異、テロ等が発生した場合
 - (4) その他、やむを得ない事由が発生した場合

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 当施設の利用にあたり、諸規約及び当施設内の設備(機器、ソフトウェア、工具等)のマニュアルや利用ルール及び当施設職員の指示等を遵守すること。
- (2) 他の利用者の安全確保の措置を講ずること。
- (3) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 利用許可を受けていない施設及び附属設備を利用しないこと。
- (5) 次条各号に規定する行為をしないこと。
- (6) その他施設の運営に支障を来すような行為をしないこと。
- (7) 中学生以下の構成員は、当施設の利用にあたり、必ず保護者同伴のもと利用すること。

(禁止事項)

第10条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食をすること。
- (2) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を持ち込むこと。
- (4) 所定の場所以外の場所へ立ち入ること。
- (5) 当施設内において物品を販売し、飲食物を販売し、若しくは提供し、又は金品の募集等の行為をすること。

(責任)

第11条 利用者は、当施設の設備(機器、ソフトウェア、工具等)を破損・紛失した場合、当該破

損の修復および当施設に生じた損害を賠償するものとする。

- 2 利用者は、当施設、他の利用者、第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(免責)

第12条 利用者は、当施設において、設備の使用やイベント参加時に、人身傷害、盗難等の危険があることを理解し、自身の責任において当施設を利用すること。

- 2 当施設を利用するにあたって生じたいかなる損害（当施設において発生した怪我及び盗難並びに当施設で作成した作品から発生する不具合、怪我、損傷及び損失を含むがこれに限られない）について、市の故意または重過失があった場合を除き、市はその責任を負わない。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成29年9月17日より施行する。

附則

- 1 この規約は、平成31年1月22日より施行する。

附則

- 1 この規約は、令和2年2月5日より施行する。

附則

- 1 この規約は、令和3年2月1日より施行する。

附則

- 1 この規約は、令和3年6月12日より施行する。

附則

- 1 この規約は、令和4年2月5日より施行する。

附則

- 1 この規約は、令和4年12月1日より施行する。

附則

- 1 この規約は、令和6年1月13日より施行する。

附則

- 1 この規約は、令和6年10月18日より施行する。

附則

- 1 この規約は、令和8年1月9日より施行する。

附則

- 1 この規約は、令和8年8月1日より施行する。